

長与町農業委員会議事録

令和7年4月25日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。

個人情報に関する部分については、内容を○又は（）に置き換えてます。

長与町農業委員会

令和7年4月農業委員会総会

1. 日時 令和7年4月25日（金） 9時30分から11時00分

2. 場所 長与町役場4階会議室

3. 農業委員会委員 出席委員（12名）

会長	1番 水谷 勉		
委員	2番 崎山 光子	3番 辻田 滋子	4番 原田 正利
	5番 渡邊 章三	6番 栗山 将和	7番 坂口 吉晴
	8番 池田 八千代	9番 山口 和幸	10番 柿本 透
	11番 山口 多美子	12番 山中 庄八郎	

4. 農地利用最適化推進委員 出席委員（8名）

1番 池田 洋祐	2番 尾崎 明光	3番 田中 光夫
4番 山口 正則	5番 増田 博光	6番 吉川 直行
7番 谷口 勝久	8番 尾崎 勝文	

5. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名	2番 崎山 光子	3番 辻田 滋子
第2	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について		
第3	第2号議案 農地中間管理事業における農地利用集積等促進計画の意見審議について		
第4	第1号報告 違反転用事案報告		

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	荒木 啓二
農政農地係長	森 雅之
農政農地係主任	竹中 敦月

事務局

それでは、報告にうつります。

長与町農業委員会総会規則第6条により、総会は在任委員の過半数の出席をもって成立することとなっています。

本日は、委員全員の出席をいただいており、過半数を超えておりますので、総会が成立することを報告いたします。

なお、農地利用最適化推進委員は8人全員の出席でございます。

では、ここからの議事等の進行を、水谷会長お願ひいたします。

議長

それでは、令和7年4月の農業委員会総会を開催いたします。

まず、始めに日程第1の農業委員会総会規則第18条の規定によりまして、議事録署委員を2人、指名いたします。2番 崎山 光子 委員、3番 辻田 滋子 委員を指名いたします。

日程第2 本日は、

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請が1件。

第2号議案 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議についてが5件。

報告事項は 違反転用事案報告が1件。

及び行事報告を予定しております。

では、日程第2提出された議案の審議に入ります。

第1号議案 「農地法第3条の規定による許可申請について」の審議に入ります。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、説明いたします。

第1号議案の1ページをお開きください。

整理番号 4

申請地 長与町平木場郷（地番）

地目 田、

面積 1,762 m² 以下5筆。5筆合計 5,489 m²です。

農地区分は、全て農用地区域外となっています。

申請者は、

譲渡人が、

長与町平木場郷（地番） (氏名)

譲受人が、

長与町平木場郷（地番） (氏名)

申請目的は、贈与による所有権移転です。

備考欄に記載のとおり、譲渡人と譲受人は親子であり、贈与により名義を譲受人に変更するため申請を行います。

耕作地は、33,800 m²、労働力は2人です。都市計画区域外となります。

土地の所在を説明します。2ページをご覧ください。

図面の左側に（施設名）がございます。（施設名）の東側に位置した、赤色で表示してある場所が申請地です。なお、農地の正確な形状等につきましては、3ページで確認いただければと思います。以上です。

議長 ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。 尾崎 明光 推進委員

推進委員 4月15日午前10時30分より、水谷会長、崎山職務代理、事務局2名、山中委員と私、
2番 そして（譲受人）の7名で立会いを行いました。現地は現在、（譲受人）が農作業をやっておられますので、何も問題ないと思います。以上です。

議長 続きまして、12番 山中 庄八郎 農業委員、お願いします。

12番 尾崎委員から話がありましたが、（譲受人）は、平木場郷でも優秀な農業者であります。贈与についても親子の関係でありますし、問題ないと思います。以上です。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

（意見・質問なし）

議長 それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農地法第3条の規定による許可申請を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

（挙手を確認 議長に報告）

挙手された農業委員が過半数を超えていいますので、許可することに決定いたします。

続いて、第2号議案「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議について」の審議に入ります。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、第2号議案 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議について説明いたします。

第2号議案の1ページをお開きください。1件目です。

農地中間管理機構を通じて利用権の設定等を受ける者の氏名及び住所は、

(氏名) 長崎市 (地番)

農地中間管理機構に利用権の設定等を行う者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町岡郷 (地番)

権利対象の土地は、

所在 岡郷 (地番)

地目 畑

面積 93 m² 以下3筆。3筆合計 993 m²です。

権利の種類は 使用貸借で、具体的な作物名は 果樹 (イチジク・ブルーベリー) です。

期間は、令和7年6月10日から令和12年6月9日までの5年間です。

令和2年から借り入れており、今回1回目の更新となります。

土地の所在を説明します。2ページをご覧ください。

図面の左上側に (施設名) がございます。(施設名) の南東側に位置した、赤で表示してある場所が申請地になります。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。 尾崎 勝文 推進委員

推進委員

8番

4月15日午前9時30分より、水谷会長、崎山職務代理、山口委員、それと事務局2名と私の6名で、現地を確認いたしました。この土地は、(使用貸人) が (使用借人) に以前より貸出をしていたとのことですが、今回は継続の事案でした。確認したのですが、確かに何か植えられた様子は見られたのですが、現在かなり荒れてきている状態でした。出来ることなら、きちんと管理していただきますようお願いできればと思います。以上です。

議長

続きまして、担当農業委員さんお願いします。11番 山口 多美子 農業委員

11番

尾崎さんが説明されたように、4月15日に現地確認をしましたが、現地は草が生えていて、何も植えてありませんでした。11月か12月頃にブルーベリーとイチジクを植えるという話を聞きましたが、荒廃地解消にはなりますが、前回から何も植えていないという様子が見られますので、今後の様子を見て行きたいと思いました。以上です。

議長

この件について、事務局に確認をするよう指示していましたが何かわかりましたか？

事務局

先ほど山口委員さんがおっしゃられたとおりですね、イチジクとブルーベリーを植えるということを本人から直接伺っております。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。 5番 渡邊委員

5番

今回が1回目の更新ということでしたよね。この土地は、私もずっと見ているんですが、最初から、今、話に挙がった状況が続いているわけです。ただし、今言わされたように、荒廃地の解消にはなるけれども、現実的に草が生えているものだから、果たしてこれ大丈夫かなと、前回の時は思いました。今回もそうですよね。こちら辺は、町がきちんと指導をするべきじゃないのかなあと思います。

議長

私も少し疑義を感じているんですが、何で利益にならないことをしているのか。草払いだけするのかっていうのが、ちょっと分からんですね。確かに年2回ぐらい草払いをしているという感じはするんですけども、どうも解せない所があつてですね。初めはオリーブでしたが、それを枯らしてしまい、今度はブルーベリーとイチジク。それも、なぜ12月か。春先に植えるのが本来でしょう。ちょっと私も、これを異議なしとして良いのかどうかを心配しているんです。もう少し具体的に、ちゃんと管理をしてもらわないと。これは、使用貸借ですが、草払いにもお金が要るわけですね、人力が要るわけですね。どうしたものでしょうか、皆さん方の御意見をお伺いしたいと。はいどうぞ。

事務局

確かに、会長が仰るとおりで、他の農地も借りていらしていたんですけども、今回、その他の農地を全て期間満了に伴い解約をしています。中間管理を通して契約を結ぶのであれば耕作をすべきだという、私たち農業委員としても、指導していくべきところではあるんですが、今回エリアを絞られたというか、他の所を全て辞めた上でここだけは残しますと言っているようなので、今後どうされていくのか、私たちも注視して行きたいと思っております。以上です。

5番

前に借りた時も、ここ以外に広く借りていたんですね。実際私もずっと見に行っていたんですよ。しかしその後に耕作をした形跡がない。果たしてこういうものが出てきた場合、会長が言ったように、不信感があるんですよね。

面積も少しではありません。広いですよ。だから、中間管理で借りたいということであるけ

れども、一緒に現場を確認して、本当にやる気があるのかどうかを確認する必要があったんじゃないかなと私は思います

11番

ここ見たら使用貸借になっていますけど、私は、お金をちょっと払ってでも借りてるのかなって、その時に思ったんですね。でも、何も作らずに草だけを年に2回くらい刈って、何のメリットが借りた人にはあるのかなって。反対にメリットはないですよね。草だけ刈って何もせず。そこが私には理解が出来ませんでした。

でも、事務局が確認して、本人が作物を植えるというのなら、それを信用するしかないかなって私は思いました。

推進委員
8番

全く耕作した後がないわけではなかったです。1回目多分何かを植えてあったのだと思います。パイプの支柱とか立ったままにしてあったので、また植え直すというのであれば、それを見ておくしかないのかなと私は思います。それでも何も変わらないのであれば、また指導するべきじゃないかなと思いました

議長

これは、もう1回ですね春先の植えるのかということを確認してですね。今回保留にして、次の総会に延ばしたいと思いますが、どうですか。

事務局

はい。今回は、産業振興課側から意見を求められていますので、今回そういう意見があり、本当に耕作の意思があるのかどうかを意見として付して回答をするような形になると思います。それでも本人がやりますということであれば、来月以降の総会に再度お諮りすることになります。

議長

ありがとうございます。一応意見を付して、1回フィードバックすると。そして、また新たに植栽計画から収穫計画まで含めて提出してもらうと。ただ植えましたという事ではなく、それを何年間でどの程度の収益を上げますとか、そういう計画も含めて提出してもらうということで一応今回はそういう意見を付すということで良いですか。

(意見・質問なし)

それでは、今回は、収穫時期などを加味して、植栽計画や収穫計画を再提出するようにお願いします。以上です。

続いて、2件目の説明をお願いします。

事務局

続きまして、2件目です。3ページをお開きください。

農地中間管理機構を通じて利用権の設定等を受ける者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町本川内郷 (地番)

農地中間管理機構に利用権の設定等を行う者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町本川内郷 (地番)

権利対象の土地は、

所在 本川内郷 (地番)

地目 畑

面積 773 m²

権利の種類は 貸借で、具体的な作物名は 果樹です。

期間は、令和7年6月10日から令和17年6月9日までの10年間です。

令和2年から借り入れており、今回1回目の更新となります。

年間の借賃は、〇〇円 で、10aあたりは、〇〇円となります。

土地の所在を説明します。4ページをご覧ください。

図面左下に(施設名)がございます。(施設名)の北東側に位置した、赤で表示してある場所が申請地になります。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。 池田 洋祐 推進委員

推進委員
1番

4月15日、現地にて水谷会長、崎山職務代理、池田委員、事務局より荒木事務局長と森さん、(賃借人)御夫妻と私で現地確認しました。現地はこれまで(賃貸人)と(賃借人)の間で貸し借りを行っており、今回、農地中間管理事業を利用しての貸借となっております。農地利用はきちんとなされておりますので、問題はないと思います。以上です。

議長

続きまして、担当農業委員さんお願いします。8番 池田 八千代 農業委員

8番

4月15日午前11時から、水谷会長、崎山職務代理事、事務局職員の森さん、それから荒木新局長さん。池田推進員、(賃借人)夫妻と私の8名で現地確認を行いました。(賃貸人)が、少し体調不良等のこと也有って、隣近所の(賃借人)に管理を託されておりました。

土地自体はなだらかな傾斜があり、大雨のたびに、土砂が流れ下るということで、実際、現地の下の部分の3割弱ぐらいで栽培が出来ずにいたそうです。借りてからは土砂の流れを

食い止める算段をしてこられたということでした。現在は果樹苗を育苗中で、その成長に合わせて近々移植して、栽培管理していくとのことです。(賃借人) 夫妻も果樹栽培を精励されていらっしゃいますから、この件については問題ないと思います。以上です。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
説明のとおり、農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議について、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員過半数を超えており、異議がないことに決定いたします。
続いて、3件目の説明をお願いします。

事務局 続きまして、3件目です。5ページをお開きください。

農地中間管理機構を通じて利用権の設定等を受ける者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町本川内郷 (地番)

農地中間管理機構に利用権の設定等を行う者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町斎藤郷 (地番)

権利対象の土地は

所在 斎藤郷 (地番)

地目 田

面積 917 m²

権利の種類は 賃貸借で、具体的な作物名は 水稻です。

期間は、令和7年6月10日から令和12年6月9日までの5年間です。

平成17年から借り入れており、今回3回目の更新となります。

年間の借賃は、〇〇円で、10aあたりは、〇〇円となります。

土地の所在を説明します。6ページをご覧ください。

図面上側に(施設名)がございます。(施設名)の南側に位置した、赤で表示してある場所が申請地になります。以上です。

議長 ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いしま

す。 谷口 勝久 推進委員

推進委員 7番 説明を行います。4月15日午前10時から、水谷会長、崎山委員、渡邊委員、事務局職員2名と私の6名で現地確認しました。(賃貸人)の田を(賃借人)が中間管理機構で5年間借りるそうで、管理もしっかりと行って問題ないと思います。以上です。

議長 続きまして、担当農業委員さんお願いします。渡邊 章三 農業委員

5番 谷口委員の説明のとおりでございます。一応、今回3回目ということで、別に問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
説明のとおり、農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議について、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員過半数を超えておりますので、異議がないことに決定いたします。
続いて、4件目の説明をお願いします。

事務局 続きまして、4件目です。

7ページをお開きください。

農地中間管理機構を通じて利用権の設定等を受ける者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町平木場郷 (地番)

農地中間管理機構に利用権の設定等を行う者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町平木場郷 (地番)

権利対象の土地は

所在 平木場郷 (地番)

地目 畑

面積 782 m²

権利の種類は 使用貸借で、具体的な作物名は みかんです。

期間は、令和7年6月10日から令和12年6月9日までの5年間です。

平成27年から借り入れており、今回2回目の更新となります。

土地の所在を説明します。8ページをご覧ください。

図面左側に（施設名）がございます。（施設名）の東側に位置した、赤で表示してある場所が申請地になります。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。 尾崎 明光 推進委員

推進委員

説明いたします。4月15日午前10時50分から、現地で立会いを行っております。

2番

今回は、中間管理機構への切替えということであります。現地もきちんと管理をされておりますので、何ら問題はないと思います。以上です。

議長

続きまして、担当農業委員さんお願いします。12番 山中 庄八郎 農業委員

12番

今、尾崎さんから話がありましたように、（使用借人）は、長与町の農業青年部でも活躍をしておりますので、何の問題はないと思います。以上です。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議について、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員過半数を超えておりますので、異議がないことに決定いたします。

続いて、5件目の説明をお願いします。

事務局

続きまして、5件目です。9ページをご覧ください。

農地中間管理機構を通じて利用権の設定等を受ける者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町斎藤郷 (地番)

農地中間管理機構に利用権の設定等を行う者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町本川内郷 (地番)

権利対象の土地は、

所在 斎藤郷 (地番)

地目 田

面積 674 m²

利用権の種類は 賃貸借で、具体的な作物名は 水稻です。

期間は、令和7年6月10日から令和12年6月9日までの5年間です。

平成28年から借り入れており、今回3回目の更新となります。年間の借賃は、○○円です。なお、10aあたりは、○○円となります。

土地の所在を説明します。10ページをご覧ください。

図面の右上に (施設名) がございます。(施設名) の西側に位置した、赤で表示してある場所が申請地になります。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。 谷口 勝久 推進委員

推進委員
7番

説明を行います。4月15日午前10時から、水谷会長、崎山委員、渡邊委員、事務局職員2名と私の6名で現地確認しました。(賃貸人)の田を(賃借人)が中間管理機構で5年間借りるそうです。3回目の更新ということもあって、管理もしっかりしているので問題ないと思います。以上です。

議長

続きまして、担当農業委員さんお願いします。5番 渡邊 章三 農業委員

5番

谷口委員さんの説明のとおり、問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議について、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員過半数を超えておりますので、異議がないことに決定いたします。

これから、報告事項にうつります。違反転用事案報告について事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、報告いたします。違反転用事案報告について、報告事項の1ページをお開きください。資料につきましてはNo.1をご覧ください。

違反転用の内容は、現所有者の祖母の妹さんが所有者であった昭和50年頃に近隣の整備事業者へ貸し始め、30年ほど前には既に現状と同様、駐車場として利用されています。今回事業者から所有者に対し、当該土地購入の申し出があり、準備を進めていたところ、当該土地が畠であることが判明し、違反転用が発覚いたしました。

事務局といたしましては、①当初から申請していれば許可相当であった可能性が高いこと②他の違反歴もなく悪質性がないこと③非農地化されてから20年以上が経過していることから、追認許可相当として、1ページの「違反転用連絡票」により、県へ報告し、3ページの「違反転用連絡票における農地法第5条第1項違反事案に対する判断について」により、「簡易手続相当の違反案件の基準」に該当するとの回答を受けております。

このため、通知受理後、違反転用者に連絡をするとともに、農地法5条の規定による申請の手続きを行うように説明したところです。

対象地

長与町三根郷（地番）

登記地目、畠

面積 114 m² です。

土地の所有者は、長崎市（地番） （氏名）

土地の違反転用者は、

長与町嬉里郷（地番） （氏名）

土地の所在を説明します。4ページをご覧ください。

県道33号線、諫早方面と東長崎方面の分岐点手前にある（店舗名）の南東側に位置した赤色に表示してある場所が対象地です。

資料1の1ページには、現況の写真を掲載しています。

また、資料1の2ページには昭和51年当時の航空写真で、赤枠で囲んである場所が対象

地となります。以上です。

議長 ただ今、事務局から報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。

(お尋ねなし)

以上で、報告事項を終わります。これから、行事報告にうつります。事務局から説明をお願いします。

(令和7年4月行事報告)

議長 最後に、5月の日程について事務局からお願ひします。

事務局 5月の日程ですが、総会を27日（火）の午前9時からはいかがでしょうか。

(異議なし)

議長 これを持ちまして、本日の総会を終了致します。